

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容	<p>「国民年金法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)」の規定に伴い、特定個人情報ファイルを以下の国民年金事務で取り扱う。</p> <p>①第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人等)からの資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届書を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>②第1号被保険者からの任意加入および資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>③第1号被保険者からの任意脱退の承認申請を受理し、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>④第1号被保険者、任意加入被保険者からの基礎年金番号通知書の再交付申請を受理し、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑤第1号被保険者が保険料法定免除承認基準に該当したとき、または同基準のいずれにも該当しなくなったとき、当該届出書および免除期間納付申出書を受理し、届出等に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑥第1号被保険者から保険料の全額免除、一部免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請または取消申請等を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑦第1号被保険者から付加保険料納付の申出もしくは辞退の申出または該当もしくは非該当の届出を受理し、申出等に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑧受給権者からの次の裁定の請求その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に進達する。</p> <p>1) 第1号被保険者期間のみの老齢基礎年金 2) 旧陸軍共済組合期間等のある老齢年金 3) 第1号被保険者期間、60歳以上65歳未満、20歳前等に初診日のある障害基礎年金および障害基礎年金金額改定請求 4) 第1号被保険者の死亡による遺族基礎年金 5) 寡婦年金 6) 死亡一時金 7) 特別一時金 8) 第1号被保険者期間、第3号被保険者期間、60歳以上65歳未満、20歳前等に初診日のある障害基礎年金に係る未支給年金 9) 遺族基礎年金のみの受給に係る未支給年金 10) 寡婦年金に係る未支給年金 11) 併給調整による支給停止、妻の不明・子の不明による遺族基礎年金の支給停止の解除申請 12) 老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金 13) 旧法障害年金金額改定請求 14) 特別障害給付金</p> <p>⑨第1号被保険者、受給権者の死亡に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑩老齢福祉年金受給者から裁定請求書、所得状況届、被災状況届、未支給請求書および氏名変更届等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。また日本年金機構から送付される所得状況届等に所得状況等を記載し、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑪第1号被保険者が産前産後免除基準に該当したとき、当該届出書を受理し、届出等に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑫日本年金機構との協議により、各種情報提供等の協力連携事務を行う。</p> <p>⑬日本年金機構から提供される処理結果情報をシステム登録し保管する。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民記録システム(既存住民基本台帳システム)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載 転入、出生等により住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する。 ・住民票の修正 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する。 ・住民票の消除 転出、死亡等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除(住民票を除票)する。 ・住民票の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する。 ・証明書・通知書の発行 住民票の写し、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。 ・住基ネットとの連携 CSコネクタ(住民記録システムと住基ネットの連携を補助するシステム)、住基ネットを通じて国、県、他市区町村との連携を行う。 ・在留カード等発行システムとの連携 法務省の在留カード等発行システムから法務省連携システム(住民記録システムと在留カード等発行システムの連携を補助するシステム)を通じ法務省通知情報を受信する。 外国人住民の住所等変更時に在留カード等発行システムへ送信する市町村通知情報をCSコネクタと法務省連携システムを通じ送信する。 ・住民基本台帳関係統計資料及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する帳票作成 異動集計表や、人口統計用の集計表及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する帳票を作成する。 ・附票APへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍の附票情報等を住基ネットを通じて附票APと連携する。 ・住民票関係情報の移転、提供 庁内連携システムを通じ法令に基づく住民票関係情報を移転・提供する。 ・個人番号カード及び住民基本台帳カード等の発行状況管理 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況の管理する。 ・住民票記載項目の取得 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療及び介護保険の資格情報及び児童手当の支給に関する情報及び印鑑登録の有無に関する情報を庁内他システムから取得をする。 ・証明書コンビニ交付システムとの連携 住基コピー環境、証明書コンビニ交付システムを通じ、コンビニの端末より住民票、印鑑登録証明書を発行する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (CSコネクタ、法務省連携システム、印鑑登録システム 選挙管理システム、住基コピー環境、税総合システム証明書発行機能)</p>

システム3	
①システムの名称	データ連携基盤(庁内連携システム)
②システムの機能	<p>1 連携データベース管理・連携機能 地域情報プラットフォームに準じた連携情報をデータベース上に副本として保持し、連携情報を必要とするシステムへデータ連携することが可能な環境を提供する。</p> <p>2 ファイル連携サイト管理機能 連携データベースで管理されている連携情報以外の情報をデータ連携する際のファイルの受け渡し場所として個別にサイトを管理し提供する。</p> <p>3 文字コード変換機能 ファイルによるデータ連携をする際に必要がある場合にファイルの文字コードを 変換する。</p> <p>4 宛名管理機能 住民基本台帳情報、住登外情報、法人情報、共有者情報から統合宛名情報を生成・更新を行い管理し、提供する。</p> <p>5 アクセス権限管理機能 データ連携するシステムごとにIDを付与し必要な情報のみアクセスできるようにアクセス権限を設定し管理する。</p> <p>6 共通情報提供機能 町字情報、金融機関情報など共通的に使用する情報について正本として保持、管理し提供する。</p> <p>7 庁内システムポータルサイト提供機能 対応するシステムにシングルサインオン(自動ログオン)するための庁内システムポータルサイトを提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>収納システム、滞納システム、戸籍情報システム、選挙管理システム、人事給与システム、介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、住民健康管理システム、生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システム、市心身障がい者福祉扶助料システム、県在宅重度障がい者手当システム、障がい者手当(特別障がい者手当)システム、障がい者手当(障がい児福祉手当)システム、特別児童扶養手当システム、障がい者扶養共済システム、給付管理(補装具)システム、給付管理(日常生活用具)システム、給付管理(その他)システム、更生医療システム、障がい福祉サービス給付システム、基幹相談支援・障がい者虐待防止システム、家族介護用品</p> <p>[○] その他 (購入助成(おむつ券)システム、ねたきり高齢者等見舞金支給事業システム、短期保護事業/措置システム、医療助成システム、後期高齢者医療システム、育成医療給付システム、未熟児養育医療給付システム、小児慢性特定疾患医療給付システム、障がい者福祉(精神)システム、一般不妊治療費助成システム、特定不妊治療費助成システム、児童福祉システム、家庭児童相談システム、母子寡婦福祉資金システム、保育システム、公立幼稚園システム、私立幼稚園就園奨励費補助金システム、一時保育システム、市営住宅システム、学齢簿・就学援助システム、税外収入管理システム、庁内開発基盤システム、結核管理システム、特別給付金システム、出産・子育て応援給付金システム、申請管理システム</p>

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民登録のある国民年金第1号被保険者及びその世帯主・配偶者 ※一部転出等で消除された人を含む ・老齢福祉年金請求者及び受給権者並びにその配偶者・扶養義務者、老齢基礎年金等請求者及び受給権者
その必要性	資格の取得・喪失、氏名・住所変更手続、保険料免除申請、給付に係る裁定請求等の国民年金関係事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成、資格情報、所得状況等を把握する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	【個人番号・その他識別情報】 対象者を正確に特定するため 【4情報及び連絡先】 ①第1号被保険者・任意加入被保険者の資格関係届等及び保険料免除申請受付の際の住所を確認するため ②転出、死亡などの情報による資格喪失処理を行うため ③本人への連絡等のため 【地方税関係情報】 保険料免除判定事務、20歳前障害基礎年金、老齢福祉年金の支給判定事務等を行うため 【障がい者・生活保護情報】 保険料の法定免除対象者の把握のため 【年金関係情報】 国民年金に関する事務を実施するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	福祉部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (財務部:市民税課、資産税課、納税課 市民安全部:市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格異動届、免除申請、年金請求等を受理する上で、被保険者等の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	国保年金課、岡崎支所、大平支所、岩津支所、六ツ美支所、矢作支所、東部支所、額田支所、情報システム課、市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>I 国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者の資格取得・喪失、種別変更、氏名・住所の変更等の受付及び資格管理に関する事務 ・住所情報、厚生年金の加入喪失情報などから資格要件を確認のうえ、関係届等を受付し日本年金機構に送付するとともに、国民年金システム端末入力による資格管理を行う。</p> <p>II 保険料免除(申請免除等)受付に関する事務 ・資格情報、申請対象期間、所得情報等を確認のうえ、申請書を受付し日本年金機構に送付するとともに、国民年金システム端末入力による資格管理を行う。</p> <p>III 老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求に関する事務 ・裁定請求に係る書類(請求書、診断書等)により請求等に係る事実を確認のうえ受付し日本年金機構に送付するとともに、国民年金システム端末入力による資格管理を行う。</p> <p>IV 日本年金機構から送付される処理結果一覧表等により上記 I から III の受付内容の確認及び日本年金機構における受付内容を国民年金システム端末に入力する。</p>	
	情報の突合	1. 住民票関係情報と申請情報を個人番号等を用いて突合し、住所、氏名、生年月日等とのマッチングを行い、資格を確認する【上記 I・III】 2. 地方税関係情報と申請情報を宛名番号を用いて突合し、所得額等を確認する【上記 II・III】
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	国民年金システムの保守	
①委託内容	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託については事前協議の上、委託先から再委託申請書の提出を求める。
	⑥再委託事項	・国民年金システムのプログラム保守 ・運用に関する質疑応答、支援
委託事項2～5		
委託事項2	国民年金システム運用による業務処理委託	
①委託内容	国民年金システムの運用による業務処理や帳票印刷等を委託する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ヒミカ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

移転先1	市民安全部市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条
②移転先における用途	住民基本台帳への記載
③移転する情報	国民年金資格関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡崎市国民年金の1号被保険者 ※年金1号資格喪失者を含む
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先2～5	
移転先2	保健部健康増進課
①法令上の根拠	児童福祉法第57条の4第2項 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	給付に関する処分
③移転する情報	国民年金資格関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡崎市国民年金の1号被保険者 ※年金1号資格喪失者を含む
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	日次連携

移転先3	こども部子育て支援室	
①法令上の根拠	児童手当法第28条 児童扶養手当法第30条 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例4条第3項	
②移転先における用途	手当に関する処分	
③移転する情報	国民年金資格関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡崎市国民年金の1号被保険者 ※年金1号資格喪失者を含む	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	日次連携	
移転先4	福祉部地域福祉課	
①法令上の根拠	生活保護法第29条 番号利用法別表第2の26、87 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44条 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第2項 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例別表第2の1の3、1の4、1の5	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施の処分	
③移転する情報	国民年金資格関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡崎市国民年金の1号被保険者 ※年金1号資格喪失者を含む	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	日次連携	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【国民年金情報ファイル】

- 1 自治体コード
- 2 個人番号
- 3 宛番号
- 4 編集済氏名カナ
- 5 編集済氏名漢字
- 6 宛名郵便番号
- 7 宛名住所コード
- 8 宛名住所
- 9 宛名地番
- 10 宛名方書カナ
- 11 宛名方書漢字
- 12 生年月日
- 13 性別区分
- 14 編集電話番号
- 15 資格有無区分
- 16 年金現況区分コード
- 17 年金種別コード
- 18 年金種別内容
- 19 年金資格記録区分
- 20 資格記録区分名称
- 21 取得日
- 22 喪失日
- 23 2号登録年金記号フラグ
- 24 受給登録年金記号フラグ
- 25 メモ登録有無フラグ
- 26 基礎年金番号
- 27 受給者番号
- 28 受給区分
- 29 DV情報メモ(要配慮個人情報)
- 30 資格記号区分コード
- 31 年金異動事由コード
- 32 単胎・多胎区分
- 33 出産予定年月日
- 34 届出年月日
- 35 免除開始年月
- 36 免除終了年月

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
国民年金情報ファイル			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）			
リスク： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での届出・申請受付の際には、個人番号カードまたは個人番号通知カード及び他の公的身分証明の提示を受け本人確認を行う。 ・代理人による届出・申請受付の際には、委任状及び代理人の個人番号カード等の提示による代理権及び身元確認に加え、対象者の個人番号カードの写し等の提示を受け対象者の確認を行う。 ・届出書や申請書は業務に必要な情報のみを記載する定型の様式を使用しており、必要以上の情報を入手できないものとなっている。また、窓口等で対応する職員についても、必要以上の情報を入手しないよう教育を徹底する。 ・庁内連携機能からの情報の入手については、入手可能な情報を限定しており目的外の入手ができない仕組みとなっている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </td> <td style="padding-left: 20px;">2) 十分である</td> </tr> </table>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での届出や申請受付については、使用目的を明示し、定型の様式を使用している。添付書類についても手続き一覧とともに公表しており、不必要な入手の機会を抑制している。 ・他者からのパソコン画面ののぞき見を防止するため、窓口から近いデスクのパソコン画にはのぞき見防止フィルターの設置。職員退席時にはパソコン画面のサインアウトをしている。 ・国民年金システムを利用できる職員及び利用できる権限の範囲は、庁内ポータル(認証基盤)を介したシングルサインオン機能により情報システム部門において厳格に管理されており、越権行為による特定個人情報の奪取や成りすまし等による詐取ができない仕組みとなっている。 ・当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。 <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各届出・申請については、個人番号カードまたは個人番号通知カード及びその他公的身分証明により届出申請者についての本人確認を行う。代理人による届出・申請の際には、委任状の提出及び代理人の個人番号カードによる代理人の身元確認と届出・申請対象者の個人番号カードの写し等による対象者の特定個人情報の真正性の確認を行う。 ・本市に住民登録のない者の特定個人情報の真正性の確認は、岡崎市住民基本台帳ネットワークシステム管理運営要綱の規定に基づき、厳格なセキュリティ管理のもと住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書や申請書など特定個人情報を含む文書を受領した際は、特定個人情報を含む文書は所定の場所にまとめて散逸のないよう留意し、一時保管する。 ・国民年金システムを介した特定個人情報の入手は、LGWANIに接続された特定の端末から行われるものであり、端末の利用を許可された者でなければ行えないため、情報漏えい・紛失のリスクが軽減されている。 ・EUCデータには個人番号を含めないことで、端末に特定個人情報ファイルが作成されないようにしている。 			

3. 特定個人情報の使用										
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク										
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金システムからは、国民年金1号加入者情報及びその他の年金業務に必要な情報のみアクセスすることが可能であり、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないよう、アクセス制限を行っている。 ・通常運用に使用している端末画面には個人番号は表示されず、特定の操作を行った場合だけ個人番号が画面に表示される仕組みとなっている。 ・国民年金システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・国民年金システムが稼働するネットワークについては、以下により適切に管理された状態で稼働している。 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内ネットワークは、ファイアウォール及びネットワーク環境の分離等による適切なアクセス制御を行っている。 ・データセンター内のネットワークは、委託事業者側の基準に基づき適切に管理されている。 ・LGWANIについては、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の基準に基づき適切に管理されている。 									
リスクへの対策は十分か	<table border="0"> <tr> <td>[十分である]</td> <td><選択肢></td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1) 特に力を入れている</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	[十分である]	<選択肢>	2) 十分である		1) 特に力を入れている			3) 課題が残されている	
[十分である]	<選択肢>	2) 十分である								
	1) 特に力を入れている									
	3) 課題が残されている									
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク										
ユーザ認証の管理	<table border="0"> <tr> <td>[行っている]</td> <td><選択肢></td> <td>2) 行っていない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1) 行っている</td> <td></td> </tr> </table>	[行っている]	<選択肢>	2) 行っていない		1) 行っている				
[行っている]	<選択肢>	2) 行っていない								
	1) 行っている									
具体的な管理方法	<p><システムを利用する端末への措置> 端末へのログオンはICカード及びPINコード(パスワード)によるため、使用を許可をされている者以外はログオンすることができない。PINコードは5回間違えることにより使用不可となり、情報システム部門にて解除の手続きをしない限り利用することができなくなる。</p> <p><国民年金システムにおける措置> システムへのログオンは庁内ポータル(認証基盤)を介して行う。庁内ポータルのシングルサインオン機能を利用することにより、ユーザID及びパスワードは利用者及び外部の者が知ることがないため、不正にログオンすることはできない。また、不正な端末からの接続については、システム及びファイアウォールによる制限を行うことにより、利用ができないよう措置している。</p>									
その他の措置の内容	<p><アクセス権限の発行・失効の管理> ・国民年金システムへのユーザIDごとのアクセス権限の登録/変更の際は、国民年金システムへアクセスできる端末の開放の許可を国保年金課長に得た上で、情報システム部門の長が指定したシステム管理担当者が変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。</p> <p>・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除している。</p> <p><アクセス権限の管理> ・国民年金システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が指定したシステム管理担当者が管理を行っており、職員の異動を把握し定期的な見直しを行い、不要となったIDや権限を変更又は削除している。</p>									
リスクへの対策は十分か	<table border="0"> <tr> <td>[十分である]</td> <td><選択肢></td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1) 特に力を入れている</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	[十分である]	<選択肢>	2) 十分である		1) 特に力を入れている			3) 課題が残されている	
[十分である]	<選択肢>	2) 十分である								
	1) 特に力を入れている									
	3) 課題が残されている									
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置										
<p>【従業者が事務外で使用するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村や行政機関において住民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての新聞記事等を職場で共有し、注意喚起している。 ・システム上操作履歴情報を取得していることを周知し、業務外利用を抑制している。 ・新規任用者に個人情報の取扱いについて研修を実施し、業務外利用の禁止を徹底している。 ・国民年金システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。 <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサービス上でシステムを利用しているため、システムを介する以外に特定個人情報ファイルへの直接アクセスはできず、委託事業者以外に複製することは不可能である。 ・データセンターにおけるサーバー内の特定個人情報ファイルのアクセスに関する取扱い制限については、委託事業者の規定により適切に管理されている。 										

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること ・特定個人情報を第三者に提供してはならないこと ・利用するユーザIDを、権限のない第三者に利用されないよう、パスワード等を適切に管理すること ・個人情報の管理状況について随時に委託先の実地調査を行い、又は必要な報告を求めることができること 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則再委託は禁止している。 ・例外的に再委託を許可する場合は、委託契約書における個人情報取扱特記事項(マイナンバー編)により、再委託における取り決めに規定することで、委託先が適切な取扱いをすることとしている。再委託先から委託先に提出した個人情報保護の誓約書及び再委託先の従事者が再委託先に提出した誓約書について、それぞれの写しを提出させ、上記で挙げた委託先における特定個人情報の取扱いにおける内容を遵守させることとしている。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告会におけるセキュリティ関連の報告事項(事務処理中に発生した事故の原因と今後の対策等)については、フォローアップを行っていく。 ・委託契約の中で得た特定個人情報については、業務が完了した時又は本市より指示があった場合は、速やかに返却・廃棄することとしている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【外部委託先業者において特定個人情報ファイルが適正に管理されないリスク】		
<p>1 委託契約書において、受注者が取得した特定個人情報を第三者に提供することを原則禁止している。ただし、契約履行のため合理的に必要な範囲内で、事前に本市の承諾を得た場合のみ再委託を行うことができる。その場合は、個人情報取扱特記事項(マイナンバー編)に定めのある、受注者の安全管理措置と同等の措置が再委託先においても講じてあることを示した文書を本市へ提出することとしている。</p> <p>2 委託契約の中で得た特定個人情報については、業務が完了した時又は本市による指示があった場合は速やかに返還・廃棄することとしている。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>] 接続しない(入手)	[<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="checkbox"/> 発生なし]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内の他部署において最新情報に更新された際に、国民年金システムにも最新の特定個人情報が反映される仕組みを構築している。 ・本人等からの届出や他機関との情報連携により特定個人情報の変更を把握した場合、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体資料については、市職員が立ち会いのもと溶解し情報を削除する。 ・保管期間を過ぎたデータについては、速やかに削除を行う。 			
8. 監査			
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な方法	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等(非常勤職員、臨時職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、契約に個人情報の適切な取扱いに関する内容、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。 		
10. その他のリスク対策			

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部国保年金課 0564-23-6167
②請求方法	個人情報の保護に関する法律における開示・訂正・利用停止請求の各手続きに即した書類を提出してもらう。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部国保年金課 0564-23-6167
②対応方法	・電話による問合せ又は岡崎市ホームページからの問合せを受け付けている。 ・問合せ内容については受付簿に記録を残している。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成29年3月30日	Ⅲ-3 リスク1:リスクに対する措置の内容	・庁内ネットワークは、ファイアウォール等による適切なアクセス制御を行っている。	・庁内ネットワークは、ファイアウォール及びネットワーク環境の分離等による適切なアクセス制御を行っている。	事後	庁内ネットワーク環境変更のため
平成29年3月30日	I-4 個人番号の利用:法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1 31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1 31の項 83の項 番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 第59条	事後	主務省令が追加されたため
平成29年3月30日	I-5-① 実施の有無	未定	実施しない	事後	年金機構からひな形が提示されたため
平成29年3月30日	I-2 システム7 ②システムの機能	文中 身体障がい者手帳 精神障がい者保健福祉手帳	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳	事後	記載誤りのため
平成29年3月30日	Ⅱ-3-④使用の主体 使用者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	使用者数の見直しのため
平成29年3月30日	Ⅱ-5 提供先1-①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表1の31の項	・国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第19条第7項 別表第2 48の項 50の項 107の項 ・番号利用法 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第26条の3 第26条の4 第54条	事後	記載誤り及び主務省令が追加されたため
平成29年3月30日	(別添1)ファイル記録項目	年金ファイル	国民年金情報ファイル	事後	記載誤りのため
平成29年3月30日	I-1-②事務の概要 ⑧		14)特別障害給付金	事後	主務省令が追加されたため
平成29年3月30日	Ⅱ-4 委託事項1	国民年金システムの保守	国民年金システムの保守	事後	記載誤りのため
平成29年3月30日	V-1-① 実施日	平成27年9月2日		事後	記載誤りのため
平成30年3月23日	I-2-システム5-②システムの機能	無	11 お知らせ機能 お知らせ情報提供対象者への情報送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介してお知らせ情報の提供を行う機能 お知らせ情報提供対象者へ提供した情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能 12 自己情報提供機能 マイナポータルから受領した通知を情報提供者に送信し、情報提供者が該当する個人に係る特定個人情報の提供を行う機能	事後	機能が追加されたため
平成30年3月23日	I-2-システム7	20歳到達者 障害基礎年金勸奨者(アクセス管理)	削除 (業務方法を見直した結果、アクセスで管理する必要が無くなったため。)	事前	運用を見直したため
平成30年3月23日	I-6-②所属長	都築 忠義	富安 秀法	事後	人事異動のため
平成30年3月23日	Ⅱ-3-①入手元	税務部	財務部	事後	名称変更のため
平成30年3月23日	別添1「特定個人情報ファイル記録項目」		29 DV情報メモ(要配慮個人情報)	事後	DV情報メモを登録するように運用を変えたため
平成30年3月23日	Ⅲ-5「ルール内容及びルール遵守の確認方法」	岡崎市ホストコンピュータ等運用要綱	岡崎市基幹システム等運用要綱	事後	要綱の名称が変わったため
平成30年3月23日	Ⅲ-5「ルール内容及びルール遵守の確認方法」 【不適切な方法で提供・移転が行われるリスク】	無し	・平成30年3月より、個人番号を含んだ国民年金情報を、日本年金機構にDVD媒体で郵送する運用に変わる。 また、日本年金機構からのデータ提供に関しても、個人番号を含んだ情報が、DVD媒体にて郵送で提供される。 DVDに保存するデータについては、日本年金機構の指示のもと、暗号化及びパスワードを設定することでセキュリティを確保する。 郵送については、追跡可能な郵送方法で郵送する。	事前	運用が変わるため

平成30年3月23日	II-4-③委託先名	日立製作所	日立システムズ	事後	委託先の会社名が変わったため
平成30年3月23日	II-5 提供・移転の有無	移転を行っている 1件	移転を行っている 2件	事後	記載漏れのため
平成30年3月23日	II-5 移転先2	無し	障がい福祉課	事後	記載漏れのため
平成30年3月23日	II-3-①入手元	生活福祉課 障がい福祉課	削除	事後	記載誤り、運用見直しのため
平成30年3月23日	I-2-システム4および5	4-中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 5-中間サーバー	削除	事後	国民年金業務において、市町村は情報提供ネットワークに接続しないため。
平成30年3月23日	II-6 保管場所	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置	削除	事後	国民年金業務において、市町村は情報提供ネットワークに接続しないため。
平成30年3月23日	III-9 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	削除	事後	国民年金業務において、市町村は情報提供ネットワークに接続しないため。
平成30年3月23日	III-10 その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	削除	事後	国民年金業務において、市町村は情報提供ネットワークに接続しないため。
平成31年4月1日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	富安 秀法	国保年金課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号 別表第2の48の項、50の項及び107の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条の3 第26条の4 第54条	削除	事後	記載誤りのため(国民年金業務において、市町村は情報提供ネットワークに接続しないため。)
平成31年4月1日	IIIリスク対策 8.監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
平成31年4月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	-	平成31年3月14日、水道修繕工事において個人情報(使用者名・電話番号・装置場所情報等、水道利用者約14万7千件分のデータ)を記録した情報タブレット端末を紛失。 タブレットは、ID・パスワードで管理しており、ファイル形式は特殊な形式をしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	-	情報端末の持出し管理簿を作成し管理の徹底をするとともに、職員に対し取扱い研修を直ちに実施。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	-	⑪第1号被保険者が産前産後免除基準に該当したとき、当該届出書を受理し、届出等に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。 ⑫日本年金機構との協議により、各種情報提供等の協力連携事務を行う。 ⑬日本年金機構から提供される処理結果情報をシステム登録し保管する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和2年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	【障害基礎年金所得状況届(連名簿)の作成】 ・所得審査が必要な障害基礎年金受給者の所得情報を印字した所得状況届(連名簿)を作成する機能	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1 住民票確認機能 窓口や電話対応時における本人情報や世帯情報の確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民記録システムに保有する記録(住民票)の照会を行い、結果を画面上に表示する。 2 住民票検索機能 4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに住民票の検索を行い、検索条件に該当する 住民票情報の一覧を画面上に表示する。	・住民票の記載 ・住民票の修正 ・住民票の削除 ・住民票の照会 ・証明書・通知書の発行 ・住民票との連携 ・在留カード等発行システムとの連携 ・住民基本台帳関係統計資料及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する帳票作成 ・戸籍情報システムへの連携 ・住民票関係情報の移転、提供 ・個人番号カード及び住民基本台帳カード等の発行状況管理 ・住民票記載項目の取得 ・証明書コンビニ交付システムとの連携	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない 行の高制限の制限のため、一部変更点を省略
令和2年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続 その他	収納システム、滞納システム、人事給与システム、介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システム、市中心身障がい者福祉扶助料システム、県在宅重度障がい者手当システム、障がい者手当(特別障がい者手当)システム、障がい者手当(障がい児福祉手当)システム、特別児童扶養手当システム、障がい者扶養共済システム、給付管理(補装具)システム、給付管理(日常生活用具)システム、給付管理(その他)システム、更生医療システム、障がい福祉サービス給付システム、基幹相談支援・障がい者虐待防止システム、家族介護用品購入助成(おむつ券)システム、ねたきり高齢者等見舞金支給事業システム、短期保護事業/措置システム、医療助成システム、後期高齢者医療システム、育成医療給付システム、未熟児養育医療給付システム、小児慢性特定疾患医療給付システム、障がい者福祉(精神)システム、一般不妊治療費助成システム、特定不妊治療費助成システム、児童福祉システム、家庭児童相談システム、母子寡婦福祉資金システム、保育システム、公立幼稚園システム、私立幼稚園就園奨励費補助金システム、一時保育システム、市営住宅システム、学齢簿・就学援助システム、予防接種システム、中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)	収納システム、滞納システム、戸籍情報システム、選挙管理システム、人事給与システム、介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、住民健康管理システム、生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システム、市中心身障がい者福祉扶助料システム、県在宅重度障がい者手当システム、障がい者手当(特別障がい者手当)システム、障がい者手当(障がい児福祉手当)システム、特別児童扶養手当システム、障がい者扶養共済システム、給付管理(補装具)システム、給付管理(日常生活用具)システム、給付管理(その他)システム、更生医療システム、障がい福祉サービス給付システム、基幹相談支援・障がい者虐待防止システム、家族介護用品購入助成(おむつ券)システム、ねたきり高齢者等見舞金支給事業システム、短期保護事業/措置システム、医療助成システム、後期高齢者医療システム、育成医療給付システム、未熟児養育医療給付システム、小児慢性特定疾患医療給付システム、障がい者福祉(精神)システム、一般不妊治療費助成システム、特定不妊治療費助成システム、児童福祉システム、家庭児童相談システム、母子寡婦福祉資金システム、保育システム、公立幼稚園システム、私立幼稚園就園奨励費補助金システム、一時保育システム、市営住宅システム、学齢簿・就学援助システム、予防接種システム、税外収入管理システム、庁内開発基盤システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	年金ファイルネットワークシステム	社会保険オンラインシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	日本年金機構が運用する、すべての年金加入者や受給者が自身の年金記録を確認するためのシステム。日本年金機構と専用回線で通信し、メニューの一つである「職員業務」を使って国民年金被保険者の資格取得・喪失、納付情報等を閲覧し確認する。クライアント(照会用端末)だけが市の所有となる。	日本年金機構から機器の貸与を受け国民年金被保険者の年金の加入記録、納付情報等を閲覧し確認する。操作者は事前に登録書を年金機構に提出し、パスワード及び生体認証によって操作が可能となる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 住民基本台帳ネットワークシステム	-	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 福祉総合システム	-	追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	I 基本情報 4個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供移転の有無 移転件数	2件	4件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和2年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 福祉部障がい福祉課		削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 保健部健康増進課		追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先3 こども部こども育成課		追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先4 福祉部地域福祉課		追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	III リスク対策 2 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びリスクに対する措置		・他者からのパソコン画面ののぞき見を防止するため、窓口から近いデスクのパソコン画にはのぞき見防止フィルターの設置。職員退席時にはパソコン画面のサインアウトをしている。 上記文言を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	(別添1)ファイル記録項目		30 資格記号区分コード 31 年金異動事由コード 32 単胎・多胎区分 33 出産予定年月日 34 届出年月日 35 免除開始年月 36 免除終了年月 上記項目を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	平成31年3月14日、水道修繕工事において個人情報(使用者名・電話番号・装置場所情報等、水道利用者約14万7千件分のデータ)を記録した情報タブレット端末を紛失。 タブレットは、ID・パスワードで管理しており、ファイル形式は特殊な形式をしている。	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和2年10月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	情報端末の持出し管理簿を作成し管理の徹底をするとともに、職員に対し取扱い研修を直ちに実施。	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその他の措置の内容	・国民年金システムはクラウド形態によりサービス提供を受けている。事業者の選定にあたっては、セキュリティ、情報の取扱いについて公的機関の認証を受けていることを条件としており、選定された事業者の用意したデータセンターにてサービスが提供されている。 ・サーバーの保管・記録媒体の管理はサービス提供事業者の基準に基づき管理されている。 ・ウイルス対策、不正アクセスの防止等については、サービス提供事業者の基準に基づき管理されている。 ・紙資料等については文書取扱規程に基づいて、保存年限経過後は、個人情報の流出がないよう適切な方法により廃棄処分している。 ・個人情報を含む書類については、鍵のかかる書庫で保管している。 ・特定個人情報を含む書類の保管場所については第三者が容易に閲覧できない場所としている。 ・使用する端末にはワイヤーロックによる盗難防止のための措置を施している。 ・個人情報保護条例や情報セキュリティに関する研修等を通じて、個人情報の取扱いに係るルールの遵守徹底を図る。	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	市民生活部市民課	市民安全部市民課	事後	名称変更のため
令和4年4月1日	I 基本情報 4個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1の31の項及び83の項 ・別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2及び第59条	番号利用法第9条第1項 別表第1の31の項及び83の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	④第1号被保険者、任意加入被保険者からの年金手帳の再交付申請を受理し、これを日本年金機構に進達する。	④第1号被保険者、任意加入被保険者からの基礎年金番号通知書の再交付申請を受理し、これを日本年金機構に進達する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム2 ②システムの機能	・戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する。	・附票APへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍の附票情報等を住基ネットを通じて附票APと連携する。	事後	法改正に伴い変更
令和4年4月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム2 ③他のシステムとの接続	戸籍情報システム、CSコネクタ、法務省連携システム、印鑑登録システム 選挙管理システム、住基コピー環境、税総合システム証明書発行機能	CSコネクタ、法務省連携システム、印鑑登録システム 選挙管理システム、住基コピー環境、税総合システム証明書発行機能	事後	法改正に伴い変更
令和4年4月1日	Ⅱファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ①入手元	市民生活部:市民課	市民安全部:市民課	事後	名称変更のため
令和4年4月1日	Ⅱファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 1件	委託する 2件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	Ⅱファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和5年4月1日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 5 システム ②システムの機能	(省略) 2 精神手帳情報を確認する。 障害基礎年金を受給する場合に本人の申請が必要のため、該当する可能性のある20歳に到達する障がい者に申請勸奨を行う。 3 障害者手帳情報を確認する。 障害基礎年金を受給する場合に本人の申請が必要のため、該当する可能性のある20歳に到達する障がい者に申請勸奨を行う。	(省略) 2 精神手帳情報を確認する機能 障害基礎年金の申請時に障害状態、等級、交付年月日等の確認のため。 3 障害者手帳情報を確認する機能 障害基礎年金の申請時に障害状態、等級、交付年月日等の確認のため。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	II ファイルの概要 3 特定個人情報ファイルの入手・使用 ④使用の主体 使用部署	国保年金課、岡崎支所、大平支所、岩津支所、六ツ美支所、矢作支所、東部支所、額田支所、情報政策課、市民課	国保年金課、岡崎支所、大平支所、岩津支所、六ツ美支所、矢作支所、東部支所、額田支所、情報システム課、市民課	事後	名称変更のため
令和5年4月1日	II ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。 移転先3	こども部こども育成課	こども部子育て支援室	事後	名称変更のため
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先5 福祉部障がい福祉課		新規追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	III リスク対策 5 特定個人情報の提供・移転 ルール内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における特定個人情報の移転は個人情報保護条例の理念に則り、具体的な手続きは岡崎市基幹システム等運用要綱によって定めている。 (省略)	・同一機関内における特定個人情報の移転は個人情報の保護に関する法律の理念に則り、具体的な手続きは岡崎市基幹システム等運用要綱によって定めている。 (省略)	事後	法令改正に伴い変更
令和5年4月1日	IV 開示請求、問い合わせ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	岡崎市個人情報保護条例における開示・訂正・利用停止請求の各手続きに即した書類を提出してもらう。	個人情報の保護に関する法律における開示・訂正・利用停止請求の各手続きに即した書類を提出してもらう。	事後	法令改正に伴い変更
令和5年4月1日	II-6 保管場所	(省略) 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理される。 (省略)	(省略) 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 (省略)	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更新に伴い修正リスクを低減するものではないため、重要な変更には当たらない
令和5年4月1日	I-2-システム3	[○]その他 (収納システム、滞納システム、戸籍情報システム、選挙管理システム、人事給与システム、介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、住民健康管理システム、生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システム、市中心身障がい者福祉扶助料システム、県在宅重度障がい者手当システム、障がい者手当(特別障がい者手当)システム、障がい者手当(障がい児福祉手当)システム、特別児童扶養手当システム、障がい者扶養共済システム、給付管理(補装具)システム、給付管理(日常生活用具)システム、給付管理(その他)システム、更生医療システム、障がい福祉サービス給付システム、基幹相談支援・障がい者虐待防止システム、家族介護用品購入助成(おむつ券)システム、ねたきり高齢者等見舞金支給事業システム、短期保護事業/措置システム、医療助成システム、後期高齢者医療システム、育成医療給付システム、未熟児養育医療給付システム、小児慢性特定疾患医療給付システム、障がい者福祉(精神)システム、一般不妊治療費助成システム、特定不妊治療費助成システム、児童福祉システム、家庭児童相談システム、母子寡婦福祉資金システム、保育システム、公立幼稚園システム、私立幼稚園就園奨励費補助金システム、一時保育システム、市営住宅システム、学齢簿・就学援助システム、予防接種システム、税外収入管理システム、庁内開発基盤システム)	[○]その他 (収納システム、滞納システム、戸籍情報システム、選挙管理システム、人事給与システム、介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、住民健康管理システム、生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システム、市中心身障がい者福祉扶助料システム、県在宅重度障がい者手当システム、障がい者手当(特別障がい者手当)システム、障がい者手当(障がい児福祉手当)システム、特別児童扶養手当システム、障がい者扶養共済システム、給付管理(補装具)システム、給付管理(日常生活用具)システム、給付管理(その他)システム、更生医療システム、障がい福祉サービス給付システム、基幹相談支援・障がい者虐待防止システム、家族介護用品購入助成(おむつ券)システム、ねたきり高齢者等見舞金支給事業システム、短期保護事業/措置システム、医療助成システム、後期高齢者医療システム、育成医療給付システム、未熟児養育医療給付システム、小児慢性特定疾患医療給付システム、障がい者福祉(精神)システム、一般不妊治療費助成システム、特定不妊治療費助成システム、児童福祉システム、家庭児童相談システム、母子寡婦福祉資金システム、保育システム、公立幼稚園システム、私立幼稚園就園奨励費補助金システム、一時保育システム、市営住宅システム、学齢簿・就学援助システム、税外収入管理システム、特別給付金システム、出産・子育て応援給付金システム、申請管理システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない